

「地方創生・人口減少克服」に向けて ～地方が自ら輝き続けるために～

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、過度な東京一極集中の傾向も依然として続いているが、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している。今後、そのスピードがさらに加速することから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

地方が合わさったものが国であり、地方創生なくして日本の成長はない。地方の持つ様々な特徴・強みと、東京圏に集中している多様な人材や資源を交ざらせ、各地方が多様な姿で発展し、その多様性の中から新たな価値が生まれ、地域と人々が輝き続けることが重要である。

地方では、地域が直面している課題に対し、創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地域づくりの取組を推進するとともに、国においては、日本全体の構造的な課題である過度な「東京一極集中の是正」に自ら率先して取り組むなど、国と地方が両輪となって進めていくことが不可欠である。

加えて、日本で受け入れる外国人が活躍できるよう、「就労環境」と「生活環境」の両面から受入環境を整備し、中国地方の産業の発展と多文化共生社会への理解につなげていくことが必要である。

中国地方知事会は、国家的課題である「地方創生・人口減少克服」に向けて、引き続き、国と一丸となって全力で取組を進める決意である。

国においても、特に次の事項について直ちに断行するよう強く求める。

1 過度な東京一極集中を是正するために

「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決に向けて、地方への新しいひとの流れをつくるとともに、人口流出の抑制に取り組む必要がある。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少の問題というだけではなく、東京を中心とした経済成長の限界を生じさせるとともに、日本が持続的に発展していくために必要な「新たな価値の創造（イノベーション）」を阻害しており、日本全体の社会経済が、活力と競争力を維持していくためにも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる

「2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」との基本目標は、2013年時点の転入超過96,524人から更に悪化し、2018年時点で135,600人となり、目標達成は極めて厳しい状況となっている。

このため、国においては、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」において、第2期「総合戦略」に向けた基本的な考え方として「東京圏から地方への転出・転入均衡に向け、あらゆる施策を総動員していく」としていることから、第2期総合戦略においては、これまで以上に大胆な施策を盛り込み、企業・大学・研究機関・政府関係機関等の更なる地方移転・分散の推進や移住・定住の加速化、「関係人口」の創出・拡大など、地方への新しい人の流れを生み出す取組を強化すること。

(1) 大学の「東京一極集中」の是正の実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
- ・大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。

(2) 企業の地方分散

企業の東京圏への転入超過は続いており、国は自ら率先してその要因分析を行い、東京圏から地方への企業移転に関するより具体的で明確なKPIを設定し、

- ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、進めること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

地方移転を見送る省庁もある中、新たな移転対象機関の検討を進める

など、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として、具体的な K P I を設定した上で、

- ・自ら移転可能な機関を示すなど、国が主体的に取り組むとともに、移転に伴う用地の確保、施設の整備など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とすること。
- ・共同研究の実施など、移転機関と地元の大学や企業等が連携した取組を推進することができるよう、国の機関としての機能拡充を図ること。
- ・中央省庁のサテライトオフィス設置については、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」においても「ICTを活用したサテライトオフィスの取組を進め、中央省庁の職員の地方での勤務を促進する方策を検討する」とされていることをふまえ、単なる試行や地方創生に向けたアウトリーチ支援に止めず、東京一極集中の是正に向けた具体の取組につなげること。
- ・ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、サテライトオフィス設置の取組は、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行い、移転の可能性を広く検証すること。

(4) 「地方」への移住・定住

過度な東京一極集中の是正を図り、地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・全市町村への移住相談のワンストップ窓口となる定住支援員の配置や、地域での生活を体験するための短期滞在型住宅の提供など、地方が独自に取り組む施策に対して、新たな交付金の創設など支援措置を講じること。
- ・大企業を含めた各地方の求人情報を一括して全国の求職者に提供する全国統一基準のマッチングサイトを、各地方の自由度の高い実効性のある仕組みに改めるとともに、それに合わせて移住者の経済的負担を軽減するための支援を行うこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地方留学制度の創設など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。

(5) 「関係人口」の創出・拡大

- ・特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を

進め、地域の課題解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡げるため、都市住民等と地域のニーズをマッチングするシステムを国において構築するとともに、地域と人材をつなぐ情報発信の拠点となる「関係案内所」、コーディネーターとなる「関係案内人」の設置などの環境整備等について、総合的な支援策を講じること。

- ・副業・兼業により地域貢献等を望む都市部人材の地方への還流を拡大するため、都市部人材と地方企業とのマッチングの強化や受け入れ企業等の機運醸成、出し手側企業へのインセンティブ付与など、効果的な仕組みづくりを進めるとともに、副業・兼業人材の労働時間・健康管理等の制度整備にも努めること。

2 地方創生の取組を推進するために

イノベーションを通じて競争力を高め、強い地域経済をつくるためには、変化に富んだ自然環境が育む多様な農林水産資源、世界に認められた豊富な観光資源などを生かして、産業振興と雇用創出、交流人口の拡大など、地域の実情に応じた施策を展開していく必要がある。

また、地域住民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、国内外から魅力ある地域として選ばれるためには、住みやすく個性ある豊かな地域づくりが必要である。

さらに、2020年春の商用サービス開始が予定されている第5世代移動通信システム（5G）をはじめとする最先端のデジタル技術は、人口減少が進む中山間地域や離島等の条件不利地域においてこそ、様々な社会的課題の解決を図るために活用していく必要がある。

このため、国においては、地域経済の好循環の拡大と持続的な地域運営に向けて地域の実情を踏まえた次の支援策を講じること。

(1) 5G等デジタル技術の利活用

- ・都市と地方の基盤整備に格差が生じないように、中山間地域や離島等の条件不利地域における5G基地局や光ファイバ網等の整備を優先的に進めること。
- ・遠隔医療・教育、スマート農林水産業、テレワーク・サテライトオフィス、自動運転など、5G等デジタル技術を利活用した地域の活性化や課題解決に意欲的に取り組む地方に対する省庁横断的な総合的支援を構築するとともに、必要な財政措置を講ずること。
- ・都市と地方の人材格差が生じないように、5Gの利活用等に資するデジタル人材の地方への還流を促す仕組みや大都市のIT企業と地方の企

業・大学とのマッチングの仕組みを構築するとともに、地方が実施するデジタル人材育成の取組に対する支援を充実すること。

- ・ 5Gサービスの開始により急増することが想定されるIoT機器を狙ったサイバー攻撃等の脅威に対抗するため、セキュリティ対策の調査・研究を促進し、万全なサイバーセキュリティの確保に努めること。

(2) 地域産業の競争力強化

- ・ 企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実すること。
- ・ AI・IoT等を活用した生産性向上、経営基盤強化に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を充実すること。
- ・ 都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であり、引き続き必要な財源を確保すること。

(3) 訪日外国人旅行者の受入促進

急増する訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・ 「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。
- ・ 国際観光旅客税について、自由度の高い財源として「日本版DMO」を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・ 国は、日本政府観光局が情報発信を一元的に行い、地域は着地整備が主であるとの役割分担を示しているが、地域においても情報発信を通じた外国人観光客のニーズの把握が不可欠であること等から、地方の意見を踏まえ役割分担を見直すこと。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックなどの期間中も含め、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設すること。
- ・ 引き続き、税関・出入国管理・検疫（CIQ）など受入体制の整備・充実を図ること。

(4) 地域の実態に応じた「小さな拠点」づくりの推進

中山間地域などの条件が厳しい地域では、買い物、医療、交通などの

生活機能・サービスの確保が喫緊の課題となっている。

そうした地域でも、安心して住み続けることができるよう、生活機能・サービスを集約した施設や地域活動の拠点となる施設の整備など、地域の実態に応じた小さな拠点形成の支援策を講じること。

(5) 中山間地域等の地域交通の維持・確保

近年、人口減による利用者減、ドライバー不足等によるバス事業者等の撤退、路線の縮小が顕著となってきていることから、住民の移動手段等を維持・確保し、いつまでも安心して住み続けられるよう、これまでのバスを中心とした支援制度だけではなく、タクシー、共助交通の活用や貨客混載による交通の維持等地域の実情・ニーズに応じた多様な対策に対して財政支援の拡充や必要となる制度見直し・規制緩和を図ること。

(6) 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定

平成12年に施行された現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、平成22年と平成24年の法改正により法期限が令和2年度末まで延長されてきた。この間、国では、指定要件の緩和、過疎債のソフト事業への充当、ハード事業の対象拡大、ソフト事業の発行限度額の拡大、課税免除措置の拡充など、過疎地域の実情に沿った対策を実施されてきた。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全など、重要な役割を担っている。

国全体が人口減少・高齢化社会に突入する中、過疎地域の重要性はますます高まっていることから、令和2年度末で失効する現行法に代わる、過疎地域の特性を活かす視点を取り入れた新法を制定し、引き続き総合的な対策を講じること。

(7) 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金の自由度向上と規模拡大

地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、

- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であるという実情を的確に反映すること。
- ・地方創生推進交付金について、その規模を確保・拡大し、継続的なものとする。
- ・地方創生推進交付金の運用に当たっては、地方の代表が参画した「地

方創生推進交付金のあり方に関する検討会」の最終取りまとめの内容をはじめ、地方の意見等を十分に踏まえるとともに、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うとともに、手続を簡素化すること。

- ・地方創生推進交付金の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。
- ・地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(8) 地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から20年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、

- ・憲法改正に向けた議論を行う場合には、地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・制度的な課題として、「従うべき基準」が福祉分野を中心に依然として存在していることに加え、新たな法令の制定により補助金交付の前提となる計画策定など実質的な義務付け・枠付けが増加していることや、法令の過剰・過密により地方の自主的な判断が抑制されている状況などを踏まえ、「従うべき基準」の撤廃や法律と条例の効力の関係（立法における分権）など自治立法のあり方について、多様な論点から議論を行うこと。
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方分権の推進基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めること。
- ・国と地方が互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置するなど、立法プロセスにおける地方の意見を反映する仕組みを構築すること。
- ・「提案募集方式」において、提案の対象外とされている、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案や過去と同内容の提案が複数の団体からあった場合も、その対象とするとともに、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を国も果たすこと。
- ・国から地方への権限移譲については、全国一律の移譲を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲を認めることと

し、例えば広域連合の活用など、「地方分権特区」の導入を大胆に推進すること。

- ・地方版ハローワークの地方設置推進を図るとともに、農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、優良農地の確保と産業の振興の調和を図りつつ、地域の活性化やまちづくりを推進するなど、土地利用に関する地方の自由度を拡大するための仕組みを構築すること。

3 外国人材を受入・共生していくために

(1) 「特定技能」制度の円滑な運用と外国人材の活躍を促進する環境の整備

- ・制度の運用について、地域の実情を踏まえた柔軟な受入分野の追加とその手順の明確化、出入国在留管理庁における情報発信と相談対応の一元化や、大都市その他の特定地域への集中の防止策など、国の責任において実効性のある対策を実施すること。
- ・中小企業・小規模事業者においても、外国人材が能力と生産性を発揮できる環境が整備できるよう、企業に対する十分な情報提供や必要な支援措置を国において講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対しても必要な財政措置を講じること。
- ・国と地方が連携して課題に対応できるよう、外国人材の受入実態や課題など、国やその関係団体が保有する情報を、地方公共団体と共有すること。

(2) 多文化共生社会を支える仕組みづくり

- ・外国人が安心して暮らせるよう、多言語総合相談ワンストップセンターや地域日本語教育の拡充など、必要な財政措置の確保・充実を図ること。
- ・多文化共生社会の実現のため、外国人住民への学校での日本語教育や災害時の多言語情報の提供など、国の責任において一定のサービスを提供できる仕組みづくりを進めること。

令和元年10月21日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県知事	村	岡	嗣	政